

産前産後家庭生活応援事業 をご利用ください

出産前後の女性が市の登録事業者から家事・育児の在宅サービスを受けた場合、1回につき1,000円を助成します（1回の妊娠につき2回まで）。
☑市内在住で、母子健康手帳の交付を受けてから

産後3カ月までの女性 登録事業者=(株)ニチイケアセンター長岡 ☎20・5811、(株)ニチイケアセンター長岡末広 ☎31・8711、(株)ホーミング ☎25・4690、長岡市シルバー人材センター ☎35・2380、長岡助産師会（電話番号は子育てガイドに掲載）、柏崎助産師会 ☎090・3984・1028、小千谷助産師会 ☎84・3595 **☎**子ども家庭課 ☎39・2300

- ① **納付書で納付する人**
額は、7月中旬に通知します。なお、確定した年間保険料額は、4月中旬、納付書で納付する人と口座振替の人に通知します。
- ② **口座振替の人**
4月6月分を各納期限日に指定口座から振り替えます。
- ③ **4月から、新たに年金から納付する人**
4月上旬に通知します。保険料額などを確認してください。
- ④ **昨年に引き続き、年金から納付する人**
今回は通知しません。4月

65歳以上の人は介護保険料の納付をお忘れなく
 仮算定した今年度の保険料額を4月中旬、納付書で納付する人と口座振替の人に通知します。
 ① **納付書で納付する人**
額は、7月中旬に通知します。なお、確定した年間保険料額は、4月中旬、納付書で納付する人と口座振替の人に通知します。
 ② **口座振替の人**
4月6月分を各納期限日に指定口座から振り替えます。
 ③ **4月から、新たに年金から納付する人**
4月上旬に通知します。保険料額などを確認してください。
 ④ **昨年に引き続き、年金から納付する人**
今回は通知しません。4月

住宅や空き家を活用しませんか

- ☎住宅施設課** 大手 ☎39・2265 **▶予算P7**
- ① **一般住宅リフォーム補助金**
 - ① **一般住宅改修** **☑**市民が所有し、現在住んでいる市内の住宅
 - ② **併用住宅の店舗改修** **☑**市民が所有し、現在住んでいて、事業を営んでいるか営む予定の市内の併用住宅
 - ② **空き家活用リフォーム補助金**
 - ▶ **空き家再生タイプ** **☑**市内の空き家を賃貸する所有者、賃借・購入する入居者 入居世帯の条件＝市外からの移住者、高齢者（65歳以上）、障害者（障害者手帳1～4級など）、子育て世帯（子どもは中学生以下）、若者（40歳未満の単身、夫婦のみ） ※併用住宅の店舗部分のリフォームも可
 - ▶ **公益的活用タイプ** **☑**市内の空き家を所有・賃借するNPO法人、社会福祉法人などが、地域交流活動の拠点などに活用 補助額＝20万円以上かかるリフォーム費用の50%（上限50万円）
 - ◆ **①②共通条件（すべてに該当）**
 - ①住宅の工事を伴うリフォーム（設計や製品購入、

な児童・生徒に、学用品費や給食費などを援助します。
☑学校から配付の就学援助費申請書、印鑑、保護者名義の預金通帳など **☎**4月26日（金）までに学務課 ☎39・2239
 39（平日午前8時30分～午後7時）、各支所地域振興課へ ※アオーレ長岡では申請できません
● 全国大会などに出場する小中学生に助成金を交付します
 申請は大会終了後1カ月以内です。詳しくは市ホームページをご覧ください。
☎学務課 ☎39・2239
● 65歳以上の人は介護保険料の納付をお忘れなく
 仮算定した今年度の保険料額を4月中旬、納付書で納付する人と口座振替の人に通知します。
● 国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の納付
 今年度の1年分の保険料は、前年所得に基づき7月に決まります。口座振替と納付書での納付は7月からです。
【年金から納付する人】
 今年2月の保険料と同額を4月・6月・8月の年金から納めてもらいます。10月以降分は7月にお知らせします。
☎国民年金課国民保険係 ☎39・2220、同課後期高齢者医療係 ☎39・2317
● 国民年金の保険料の納付特例・免除制度
○ 学生納付特例制度
 本人の前年所得が118万円以下の場合、申請すると保険料の納付が猶予されます。今年3月まで学生納付特例の承認を受けていて、申請時に4月以降も在学予定期間とした人は、4月上旬に届くはがきで手続きしてください。
★産前産後期間の免除制度が始まります
 手続きが必要です。条件など詳しくは、お問い合わせください。
☎国民年金課国民年金係 ☎39・2250、長岡年金事務所 ☎88・0003

まずは安全点検！危険なブロック塀はすぐに対応を

- ①ブロック塀などの撤去・改修** **▶予算P6**
 対象者＝ブロック塀などの所有者または管理者 対象の塀＝避難施設へ向かう道にあり、倒壊の恐れがあるブロック塀など 対象工事＝撤去、改修（建て替え含む） 助成額＝工事経費の3分の2（個人住宅は上限15万円、法人所有施設は上限10万円）
- ②木造住宅耐震診断**
☑次の全てを満たす住宅①昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て②壁、柱、床、屋根などの主要構造部の大部分が木造③現に住宅として利用（併用住宅は2分の1以上が住宅部分）④過去に耐震診断費の助成を受けていない 助成額＝診断費から1万円を差し引いた額
- ③木造住宅耐震改修**
☑次の全てを満たす住宅①昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て②壁、柱、床、屋根などの主要構造部の大部分が木造③耐震診断の総合評価が1.0未満（倒壊する危険性がある）と判定 対象工事・助成額＝▶耐震改修…工事費の2分の1（上限90万円）に最大15万円を加えた額▶部分補強…工事費の2分の1（上限60万円）に最大10万円を加えた額▶耐震シェルターなどの設置…工事費の2分の1（上限30万円）に最大10万円を加えた額▶改修設計、工事監理費…費用の2分の1（上限12万円）に最大3.5万円を加えた額 ※翌年度に耐震改修を希望する場合は9月までにお問い合わせください
- ◆** ①～③いずれも **☎**9月20日（金）までに都市開発課 大手 ☎39・2226へ（診断・工事完了は来年1月20日（月）まで） ※いずれも必ず事前にお問い合わせください
- ★空き家バンクに登録しませんか**
 空き家を売りたい・貸したい人の物件情報を市ホームページで公開し、利用希望者と所有者の連絡調整をします。ぜひご相談ください。

日付が「平成」で表記された文書は、元号改正後もその効力は変わらないよ。詳しくは各担当課にお問い合わせください！

▲秋葉三尺坊大権げんしん

● 元号改正に伴う読み替えのお願い
 市発行の文書などで、5月1日以降の元号の表記が「平成」になっているものは、新元号に読み替えてください。
☎庶務課 ☎39・2203

● 義務教育就学援助制度をご利用ください
 経済的な理由で就学が困難

環境にやさしい生活を エコなこと応援

- ☎環境政策課** ☎24・0528
- ①省エネ設備等設置事業補助金**
 住宅や事業所に設置する工事などに補助します。補助額＝対象経費の3分の1
- | 対象設備 | 上限額 |
|---|---------------|
| 太陽光発電設備（新設のみ） | 1kW5万円（5kWまで） |
| 木質バイオマス燃料利用設備（ストーブ、家庭用ボイラー） | 15万円 |
| CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯設備（既築のみ） | 4万円 |
| 燃料電池設備 | 20万円 |
| LED照明設備（対象経費が税抜き6万円以上、既築のみ） | 2万円 |
| 新規 直管型LED照明設備（対象経費が税抜き6万円以上、既築事業所のみ） | 10万円 |
- ※既に工事に着手している場合や、過去にこの補助金の交付を受けた人や家族が同じ設備を設置する場合は対象外です。詳しい要件は事前にお問い合わせください
- ②圧縮天然ガス（CNG）自動車導入補助金**
☑業務用のCNG自動車の購入、リース 補助額＝営業車…対象経費の3分の1、自家用車…対象経費の2分の1 ※既に自動車登録している場合は対象外です
- ①②いずれも** **☎**4月11日（木）から ※申請額が予算に達したら終了。詳しくは市ホームページをご覧ください

環境にやさしい生活を
エコなこと応援

①省エネ設備等設置事業補助金
 住宅や事業所に設置する工事などに補助します。補助額＝対象経費の3分の1

対象設備	上限額
太陽光発電設備（新設のみ）	1kW5万円（5kWまで）
木質バイオマス燃料利用設備（ストーブ、家庭用ボイラー）	15万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯設備（既築のみ）	4万円
燃料電池設備	20万円
LED照明設備（対象経費が税抜き6万円以上、既築のみ）	2万円
新規 直管型LED照明設備（対象経費が税抜き6万円以上、既築事業所のみ）	10万円

※既に工事に着手している場合や、過去にこの補助金の交付を受けた人や家族が同じ設備を設置する場合は対象外です。詳しい要件は事前にお問い合わせください

②圧縮天然ガス（CNG）自動車導入補助金
☑業務用のCNG自動車の購入、リース 補助額＝営業車…対象経費の3分の1、自家用車…対象経費の2分の1 ※既に自動車登録している場合は対象外です

①②いずれも **☎**4月11日（木）から ※申請額が予算に達したら終了。詳しくは市ホームページをご覧ください

まずは安全点検！危険なブロック塀はすぐに対応を

- ①ブロック塀などの撤去・改修** **▶予算P6**
 対象者＝ブロック塀などの所有者または管理者 対象の塀＝避難施設へ向かう道にあり、倒壊の恐れがあるブロック塀など 対象工事＝撤去、改修（建て替え含む） 助成額＝工事経費の3分の2（個人住宅は上限15万円、法人所有施設は上限10万円）
- ②木造住宅耐震診断**
☑次の全てを満たす住宅①昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て②壁、柱、床、屋根などの主要構造部の大部分が木造③現に住宅として利用（併用住宅は2分の1以上が住宅部分）④過去に耐震診断費の助成を受けていない 助成額＝診断費から1万円を差し引いた額
- ③木造住宅耐震改修**
☑次の全てを満たす住宅①昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て②壁、柱、床、屋根などの主要構造部の大部分が木造③耐震診断の総合評価が1.0未満（倒壊する危険性がある）と判定 対象工事・助成額＝▶耐震改修…工事費の2分の1（上限90万円）に最大15万円を加えた額▶部分補強…工事費の2分の1（上限60万円）に最大10万円を加えた額▶耐震シェルターなどの設置…工事費の2分の1（上限30万円）に最大10万円を加えた額▶改修設計、工事監理費…費用の2分の1（上限12万円）に最大3.5万円を加えた額 ※翌年度に耐震改修を希望する場合は9月までにお問い合わせください
- ◆** ①～③いずれも **☎**9月20日（金）までに都市開発課 大手 ☎39・2226へ（診断・工事完了は来年1月20日（月）まで） ※いずれも必ず事前にお問い合わせください